



ニッポン・ニューマーケット「ヘラクレス」

平成 20 年 12 月 24 日

各 位

会社名 株式会社ブロードバンドタワー  
代表者名 代表取締役執行役員社長 大和 敏彦  
(コード番号 3776 大証 ヘラクレス)  
問合わせ先 取締役執行役員常務 佐藤 康夫  
(TEL. 03-5573-8181 代)

### ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 24 日開催の取締役会において、当社第 9 回定時株主総会で承認されました会社法第 236 条、第 238 条、および第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権につきまして、具体的な内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の割当予定日である平成 20 年 12 月 25 日に確定する予定です。

#### 記

1. 新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
2. 新株予約権の目的である株式の数	953 株 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）を次の算式により調整し（1 株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し（1 株未満の端数は切り捨て）、当該時点で行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

3. 発行する新株予約権の総数	953 個（この内、当社取締役が付与する新株予約権は 205 個、当社監査役（社外監査役を含む）が付与する新株予約権は 30 個とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1 株とする。ただし、上記 2. に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行うものとする。）
4. 発行する新株予約権の割当者	当社取締役 3 名および監査役 2 名ならびに従業員 62 名に対し、合計 953 個を割り当てるものとする。
5. 新株予約権と引換えに払込む金銭	金銭の払込みを要しないものとする。
6. 新株予約権の割当日	平成 20 年 12 月 25 日
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。</p> <p>ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。</p>
8. 行使価額の調整	<p>①当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストック・オプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。</p> <p>②行使価額の調整</p> <p>上記の行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後の行使価</p>

	<p>額を適用する日の前日において有効な行使価額とする。</p> <p>上記の行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> <p>③調整後行使価額の適用日</p> <p>新株予約権の行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>調整後行使価額は、(i)当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権及び新株引受権の行使により新株を発行する場合を除く）は払込期日の翌日以降（ただし、株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降）、(ii)株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、(iii)株式併合の場合は会社法第219条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該議案が承認された株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合には、調整後行使価額は、当該議案が承認された株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割の基準日の翌日から当該議案が承認された株主総会の終結の日までに新株予約権者が新株予約権を行使した（かかる新株予約権の行使により発行又は移転される株式の数を、以下、承認前行使株式数という。）場合、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を新株予約権者に発行又は移転する。この場合、計算の結果生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{新規発行又は移転株式数} = \frac{[\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}] \times [\text{承認前行使株式数}]}{\text{調整後行使価額}}$ <p>④上記に従い行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。</p>
9. 新株予約権の行使期間	平成22年12月26日から平成27年12月25日までとする。
10. 新株予約権の取得の条件	当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会

	<p>で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
11. 譲渡による新株予約権の取得の制限	<p>譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
12. 新株予約権の行使の条件	<p>①権利を付与された者（以下「新株予約権者」という）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。</p> <p>②自己都合により辞任及び退職した場合には、新株予約権を行使できない。</p> <p>③新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社または当社グループ会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>④③の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由が認められる場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>（ア）当社または当社子会社の取締役、監査役である新株予約権者が、任期満了を理由に退任した場合</p> <p>（イ）当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合により転籍した場合</p> <p>（ウ）当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、定年退職した場合</p> <p>（エ）当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合</p> <p>⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>⑥新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。</p> <p>⑦その他新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社第9回定時株主総会（平成20年9月19日開催）の決議及び取締役会（平成20年12月24日開催）の決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
13. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併（当社が消滅する場合に限る）</p>

	<p>合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>
14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<p>①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、第①号記載の資本金等増加限度額から第①号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
15. 新株予約権の行使請求受付場所	当社人事総務部（又はその時々における当該業務担当部署）
16. 新株予約権行使の際の払込を取り扱う金融機関及びその取扱場所	<p>（名称）三井住友銀行東京中央支店</p> <p>（所在地）東京都中央区日本橋二丁目7番9号</p>
17. 読み替えその他の措置	当社が、決算期日を変更する場合及び会社法その他の法律の改正等、本発行内容の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議 平成20年8月27日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成20年9月19日

以 上